

佐賀県立図書館心身障害者に対する資料郵送貸出要領

(趣旨)

第1条 この要領は、心身に障害があることにより、佐賀県立図書館（以下「県立図書館」という。）に来館して、資料を利用することが困難な者を対象に、日本郵便株式会社の心身障害者用ゆうメールを活用した貸出サービス（以下「郵送貸出し」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 郵送貸出しの対象者は、県内に住所を有し、心身に障害がある者で、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 身体障害者福祉法に基づき身体障害者手帳の交付を受けている者で、障害の程度が1級又は2級のもの（心臓、じん臓若しくは呼吸器又はぼうこう若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫若しくは肝臓の機能の障害にあつては、級別が3級のものを含む。）
- (2) 知的障害者福祉法に基づき療育手帳の交付を受けた者で、障害の程度がAのもの
- (3) その他第1号、第2号と同程度の障害を有すると館長が認めたもの

(登録の方法)

第3条 郵送貸出しを希望する者は、現住所、氏名、生年月日及び障害の程度がわかるものを提示して、「佐賀県立図書館 利用者カード登録申請書（郵送貸出し・視覚障害者等向け資料の利用）」（別紙様式1）により、郵送貸出し利用者として登録し、利用者カードの交付を受けなければならない。

(貸出しできる資料)

第4条 郵送貸出しができる資料の対象は、佐賀県立図書館利用規程（以下「利用規程」という。）第16条及び第18条の規定を準用する。ただし、心身障害者用ゆうメールで郵送できない資料は対象外とする。

(貸出点数)

第5条 郵送貸出しができる資料の利用点数は、利用規程第16条2項の規定を準用し、1人15点までとする。

(貸出期間)

第6条 郵送貸出しができる資料の貸出期間は、郵送日数を含めて、貸出日の翌日から4週間以内とする。ただし、館長が特別の事情があると認めた場合はこの限りではな

い。

(貸出しの申込み)

第7条 郵送貸出しができる資料の貸出しの申込みは、郵便、電話、FAX、電子メール又は来館により行うことができる。

2 「インターネット予約・貸出サービス」の登録者は、当該サービスによる申込みもできるものとする。

(貸出し・返却方法)

第8条 郵送貸出しができる資料の貸出し・返却方法は、日本郵便株式会社が行う「心身障害者用ゆうメール」に限るものとする。

なお、郵便料金のうち、貸出し・返却に係るものについては、県立図書館が負担するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、対象者の代理人が、県立図書館に来館して資料の受取・返却をすることができる。

(資料の弁償)

第9条 郵送貸出しを受けた資料を亡失・損傷した場合は、速やかに館長に届け出、その指示に従わなければならない。

(貸出しの停止)

第10条 郵送貸出しの登録者が、次の各号に該当するときは、貸出しを停止する。

- (1) 虚偽の申告が発覚したとき。
- (2) 資料を長期間返却しないとき。
- (3) 資料を他人に貸与したとき。

(補則)

第11条 郵送貸出しの実施にあたっては、「利用規程」を準用するほか、必要な事項については、館長が別に定める。

附則

この要領は、平成17年7月1日から適用する。

附則

この要領は、平成19年9月1日から適用する。

附則

この要領は、平成22年6月1日から適用する。

附則

この要領は、平成 23 年 8 月 1 日から適用する。

附則

この要領は、平成 25 年 5 月 7 日から適用する。

附則

この要領は、平成 28 年 5 月 19 日から適用する。

附則

この要領は、令和 4 年 8 月 22 日から適用する。

附則

この要領は、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。

附則

この要領は、令和 6 年 8 月 1 日から適用する。

附則

この要領は、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。

附則